

平成 28 年 4 月 1 日制定
平成 29 年 4 月 1 日改定

あいりん地域長期放置自転車対策マニュアル

あいりん地域の簡易宿所・転用アパート等は自転車置場がない物件がほとんどであるため、簡易宿所・転用アパート等の前を中心として、路上に非常に多くの自転車が置かれている状況にあり、これまでの長期放置自転車の撤去だけでは解決につながらず、交通の妨げになるとともに、安全・安心の観点から問題になっている。

(迷惑駐輪されている自転車の台数：平成 26 年度末約 4,500 台)

あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）では、迷惑駐輪が少ない安全に通行できるまちをめざし、新たに整備された自転車置場への誘導、交通の妨げとなっている地域内の迷惑駐輪および地域住民への啓発等を行うこととする。

本マニュアルは、あいりん地域内の長期放置自転車対策業務の進め方等を取りまとめたものである。

本マニュアルの対象範囲は、あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）における迷惑駐輪対策エリアに記した対策エリア内とし、移動作業は西成区役所担当職員の監督下で行うこととする。

1 道路上の自転車等に啓発を行う場合は、エフ - 1 号（自転車・原動機自転車利用のみなさんへ）（以下「エフ 1」という。）を付ける。

なお、エフ 1 にはエフ 1 を付けた日を記載する。

2 無料自転車置場周辺の道路上に駐輪されている自転車等に無料自転車置場の利用を促す場合には、自転車等にエフ - 2 号（自転車置場利用のお願い）（以下「エフ 2」という。）を付ける。

なお、エフ 2 にはエフ 2 を付けた日を記載する。

3 エフ 1 を付けた後、4 日間以上経過してもなおエフ 1 がついたままの自転車等に、追加でエフ - 3（撤去予告）（以下「エフ 3」という。）を付ける。

なお、エフ 3 にはエフ 3 を付けた日を記載する。

4 エフ 3 を付けた後、7 日間以上経過してもなおエフ 3 がついたままの自転車等を、一時保管場所へ移動させる。

移動後に自転車等の写真（ボード使用・全体・防犯登録番号・車体番号）を撮影する。

- 5 前述4の移動作業後、移動作業箇所に貼紙1（撤去のお知らせ）に必要事項を記入して掲示又は路面に貼付するとともに、速やかに西成区役所にエフ3のエフ付け日、放置場所、防犯登録番号、車体番号、写真及び撤去日などを報告する。
- 6 西成区役所担当職員からの指示により、無料自転車置場周辺の道路上に駐輪されている自転車等を自転車置場へ移動させる。
なお、移動に際しては予め当該無料自転車置場内に留め置かれている自転車を整順するなどして、可能な限り自転車置場の有効利用に努める。
- 7 前述6の移動作業後、移動作業箇所の路面等に貼紙2（移動のお知らせ）に必要事項を記入して掲示又は地面に貼付するとともに、速やかに西成区役所にエフ2のエフ付け日、作業場所、移動先の自転車置場及び移動日などを報告する。